

要 望 書

第 1 8 7 回 東 北 市 長 会 総 会 特 別 決 議

「東日本大震災からの復興及び東京電力福島第一原子力発電所事故への対応に関する決議」

「国土強靭化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議」

「地域医療への支援に関する決議」

「子育て支援の充実に関する決議」

「米国の関税措置及び物価高騰等を踏まえた経済対策に関する決議」

「地域における人口減少対策と地方創生 2.0に関する決議」

「国際リニアコライダーの建設実現に関する決議」

令和 7 年 11 月

東 北 市 長 会

東北地方の振興につきましては、平素から格別のご理解、ご協力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

東北全 77 市をもって構成いたします東北市長会は、去る 10 月 16 日に第 187 回総会を開催し、「東日本大震災からの復興及び東京電力福島第一原子力発電所事故への対応に関する決議」ほか 6 件を満場一致により特別決議として採択したところでございます。

つきましては、この実現方につきまして、特段のご高配を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

東北市長会会長

盛岡市長 内館 茂

東日本大震災からの復興及び

東京電力福島第一原子力発電所事故への対応に関する決議

(東北市長会提出)

東日本大震災から14年が経過し、被災自治体においては、国内外の多くの皆様からのご支援をいただき、復興まちづくりに向け着実に歩みが進んでいるものの、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、令和7年8月現在で、福島県民だけでも約2万4千人の方々が避難を余儀なくされており、さらには放射線被ばくによる健康被害への不安、風評による観光客の激減など様々な影響を及ぼしている。

本年6月20日に「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針が閣議決定され、令和8年度からの5年間を「第3期復興・創生期間」と位置づけ、復旧・復興事業の財源等及び自治体支援など復興を支える仕組みや組織が明記されたところであるが、被災自治体が地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興を進めるためには、引き続き、復興財源の確保はもとより、復興事業に係る専門的知識を有する人材の確保、予算制度の拡充・強化、柔軟な運用等を図ることが必要である。また、今後新たに顕在化する課題に対しても引き続き国が前面に立って取り組む必要がある。

また、国は、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を踏まえ、令和5年8月24日からALPS処理水の海洋放出を行っているが、引き続き、処理水の海洋放出による水産業等への影響が憂慮される。

よって、国は、被災地の一日も早い復旧・復興を実現するとともに原発事故の早期収束へ向け、自らの責任のもと着実な取組を強力に推進するとともに正確な情報の迅速な公表に努め、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 復興事業の実態に即した財政支援等について

(1) 現在未利用地となっている防災集団移転元地等については、沿岸部のハード事業及び防災集団移転促進事業による土地の買取が完了したが、埋没支障物の除去や周辺道路との高低差解消のための盛り土など、将来的に必要となる最低限の基盤整備費用が大きな負担となっており、利活用の検討が進まない要因の一つとなっていることから、未利用地活用の具体的な計画策定に積極的に取り組めるよう、防災集団移転元地等の基盤整備に活用できる新たな財政措置を講じること。

また、防災集団移転元地の活用について、多額の財源調達が必要となっていることから、第3期復興・創生期間においても、防災集団移転元地の土地利用の推進や草刈り等の維持管理費に対する新たな補助制度を創設するなどの財政措置を講じること。

(2) 災害援護資金の貸付は、所得が一定に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であるが、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な者が存在している状況である。本年4月の政令改正により自治体の国に対する履行期限の延長方針が示されたところであるが、その期間については阪神・淡路大震災の例に鑑み、相当長期とすること。

災害弔慰金の支給等に関する法律等に規定されている償還免除について、破産手続きが開始されたものに対する償還免除など一部免除要件が緩和されたものの、強制執行を行い回収できない場合においても免除の対象にならないなど、実態を踏まえれば不十分であることから、地方自治法による徴収停止や、地方税法による滞納処分の執行停止に合致するような、回収困難な案件については償還免除にできるよう免除要件を改めるとともに、償還免除要件の一つである「借受人が死亡したとき」については、借受人が死亡しても相続人が相続放棄をしない限り借受人の相続人に対し償還請求を行う運用となっていることから、借受人が死亡したときは相続放棄手続きが

なくとも直ちに償還免除できる運用とすること。

併せて、債権回収に向けた自治体個々の取組に係る経費について助成を行うとともに、国において債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 震災被害により心のケアや学習上の支援が必要な児童生徒に対し、よりきめ細やかな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、養護教諭を含めた加配教員による支援を継続すること。
また、スクールカウンセラーを継続配置すること。
- (2) 被災者の孤立防止のための地域での見守りやコミュニティの活性化、心のケアを含む健康支援等の各種支援施策を被災自治体や被災者支援団体等が継続的、安定的に実施できるよう、被災者支援総合交付金に代わる補助金等の創設等、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。
- (3) 東日本大震災災害公営住宅家賃対策事業について、建物管理開始後6年目以降は災害公営住宅の入居者の家賃の負担割合が段階的に増え、国の補助額は低減することとなっているが、収入の増加の見込めない高齢者世帯など、入居者の状況に応じ自治体独自に減免を行った場合において財政措置を講じるとともに、事業期間を延長し、自治体が11年目以降も減免を行う場合には同様の措置を講じること。
また、災害公営住宅家賃低廉化事業について、令和3年度より、管理開始から10年間は現行制度のまま継続され、11年目から20年目は補助率が5/6から2/3と引き下げられることとなつたが、今後、更なる補助の引下げを行わないよう見直し後の補助水準を維持し、安定的な財政支援を継続すること。
- (4) 津波により広域かつ甚大な被害を受けた沿岸地域において、全壊家屋の再建等に対し最大300万円を支給する被災者生活再建支援制度があるものの被災者の中には高齢者や生活困窮者など自宅再建が困難な方もいることや半壊家屋については対象外となっていることがあり、住宅の再建状況が依然として低い状況にある。

被災者生活再建支援制度については、令和2年12月の改正により「中規模半壊」区分が追加され、対象範囲が拡大したものの、災害時における生活再建等に係る資金確保には十分ではないことから、被災者が自らの望む生活再建を果たせるよう、被災者の生活状況や被災地の実態等を踏まえ、更なる見直しを図ること。

- (5) 被災住宅用地における固定資産税の特例措置について、被災代替資産、被災代替家屋及びその敷地に係る特例措置等の復興関連税制のうち令和7年度末で終了するもの並びに適用期限が令和8年度とされている被災住宅用地の適用期限を延長すること。

3. 公共施設等の復旧支援について

- (1) 国は復興道路・復興支援道路の緊急整備など被災地域の早期復旧・復興に全力で取り組むとしているが、避難者の生活支援など被災地域の確実な復興再生を図るために、更なる幹線道路網の充実強化や地域の復興に寄与する道路整備を促進する必要があることから、重要物流道路について、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保できるよう、指定された道路の機能強化や整備に重点支援を行うとともに、災害時の拠点施設等とを連結する県道や市道などの基幹道路や、地域の骨格となる事業中・計画中の路線を確実に指定すること。
- (2) 津波被災地である浜通りの復興加速化を図るため、福島県が戦略的に取り組んでいる県道小野富岡線等の浜通りと中通りを結ぶふくしま復興再生道路の整備促進を図ること。
- (3) 災害時の代替路確保や救急搬送時間のさらなる短縮、物流の向上による産業復興等に向けた円滑な道路交通ネットワークの実現は福島復興に不可欠なものであることから、国道13号福島西道路の1日も早い開通を実現させること。
- (4) 原子力災害からの復興・再生及び避難住民の帰還を加速させるため重要となる県内の基幹的な道路の整備、特に、常磐自動車道の早期全線4車線化、国道6号の南相馬市内一部4車線化のため十分な整備予算を確保するとともに、(仮称)小高スマートインターチェンジの早期整備のための財政的・技術的支援すること。
- (5) 復興を加速化させていくため、JR常磐線の利便性向上は必須であることから、東日本旅客鉄

道株式会社と連携し、特急列車についての福島県浜通り地方から首都圏への早朝及び夜間の運行本数の増便や更なる運行時刻の見直し、福島県浜通り地方と仙台を結ぶ快速列車の新設などの利便性の向上、首都圏エリアと仙台エリアをまたぐS u i c a 利用の着実かつ早期の実現、及び桃内駅にS u i c a に対応できる設備の整備を行うこと。

また、福島県浜通り地方が東日本大震災及び原発事故の影響により、高齢化が急速に進展したことや復興途上であるという特殊事情を鑑み、東日本旅客鉄道株式会社と連携し、小高駅及び鹿島駅について、バリアフリー法に基づき早期に駅構内にエレベーターを設置すること。

なお、これらの達成状況を踏まえ、東日本旅客鉄道株式会社に対し、必要な財政支援を行うこと。

(6) 東日本大震災により沿岸部においては地盤沈下が発生し、広範囲にわたって浸水したことから、住民の生活基盤再建のため、雨水排水のためのポンプ場をはじめ震災対応に不可欠な施設を整備したところであるが、これら施設の維持管理費について、特別交付税の措置率の嵩上げを継続すること。

また、これら施設は恒久的に活用するものであり、将来老朽化に伴う更新に多額の費用が必要となるため、改築・更新に対する財政支援についても検討すること。

(7) 震災以後、大雨時に仙塩流域下水道管内市町において、地盤沈下や地下水位の変動などに起因していると考えられる公共下水道（汚水）マンホールからの溢水が見受けられ、公衆衛生や市民の健康への影響が懸念されていることから、解決のため必要かつ十分な財政支援を講じること。

4. 原子力発電所事故に関する対応への財政支援等について

(1) 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針に基づき、第3期復興・創生期間においても、十分な体制、復興の進度に応じた柔軟な制度、現行と同様の枠組による継続的かつ安定的な財源を確保するとともに、今後新たに顕在化する課題に対しても、引き続き国が前面に立って取り組むこと。

また、基本方針を踏まえ、原子力被災地域の実情に応じたきめ細やかな施策の実現に向け、復興の各段階によって生じる施設やサービスの再構築等に対応できるよう、柔軟な制度の運用や見直し、新たな支援制度の創設等に加え、必要な財政支援を講じること。

特に、原子力被災自治体が連携し一体となって復興・再生に向けた取組を行っている中で、これら被災自治体の実情を踏まえ、避難解除の時期などにより差を付けることなく支援を行うこと。

(2) 放射能災害として実施する除染・放射線のモニタリング、健康管理、心のケア、食品の放射線量測定、風評被害対策など、原発事故由来の事業については、市民の安全・安心のため長期に及ぶことが予想されるため、全額国費による財政措置を長期的に継続すること。

(3) 原子力災害からの復興が成し遂げられるまで、こどもを健やかに生み育てるために行っている屋内遊び場の運営等の財源である被災者支援総合交付金の財源を確保すること。

また、原発事故からの時間の経過とともに変化する被災地の状況等を踏まえながら、避難指示区域及び旧緊急時避難準備区域 12 市町村の枠組みを超えた浜通り全体として捉えた財政支援が必要であるため、第3期復興・創生期間も、福島再生加速化交付金事業をはじめとした支援について、当該 12 市町村から避難者を多く受け入れるなど当該区域の復興を支える周辺地域を含め、浜通りを一体として捉えた特段の措置を講じること。

また、福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動に係る税の優遇措置（風評税制）について、令和8年度以降も継続すること。

(4) 原子力災害被災地域の各自治体においては、住民帰還や移住・定住の促進等により震災前の暮らしを取り戻すための取組を継続しているが、一方で、避難等に伴う急激な人口減少への対応という長期的な課題解決に向け、地域コミュニティの維持や教育施設の統廃合など、現実を見据えた対応に迫られていることから、復旧・復興状況に応じた行政サービスや公共施設の再構築など、より良い地域再生の取組への財政支援を行うこと。

(5) 避難指示区域等からの長期避難者の居住地の帰属のあり方から生じる、避難者への適切な行政サービス提供や避難者と受け入れ自治体住民の交流促進、地域コミュニティの確立等の諸課題につ

いて解決に努めること。

- (6) 全国避難者情報システムに基づく避難者登録制度について、避難の終了や変更が生じているものの、避難者からその旨の届出がないことで避難者名簿が正確性を欠き居住実態が把握できない世帯が多い状況では、避難先・避難元の自治体が行っている避難者への支援に支障が生じることとなるため、避難の実態を十分に把握できるよう必要な見直しを図り、実効性を確保すること。

5. 放射性物質の除染対策について

- (1) 指定廃棄物の長期保管に伴い、放射性物質濃度が 8,000 Bq/kg 以下に減衰しても、これまで国の指示のもと長期保管を強いられてきた地域感情を考慮し、指定解除することなく国が責任を持って最終処分すること。指定廃棄物の処理が進まない現状を鑑み、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の見直しを図ること。
- 8,000Bq/kg 以下の一般廃棄物扱いとなる汚染廃棄物について、市町村が取組む処理に対し国は柔軟な対応と十分な負担を行うこと。
- (2) 除染実施計画に基づく除染は完了したが、今後人への健康影響等が懸念されると思われる箇所が判明した場合は、リスクコミュニケーションによる不安解消や線量低減化をはじめとした環境回復措置について継続した支援策を講じるとともに、将来的に国の責任において除染を実施すること。
- (3) 農地への原状回復において、農地の機能回復が十分に図られない場合や従前と比較して農作物等の減収等が生じた場合における補完費用や損失について財政措置を講じること。また、仮置場の提供の経緯等を踏まえ、地権者の意向や地域実情に応じて、農地への原状回復を前提とせず、用地返還後に農地以外の用途に利用する場合に必要となる農地法及び農業振興地域の整備に関する法律による所定の手続きを含め弾力的に対応するとともに、返還後に補修等が必要となった場合においても、措置を継続すること。
- (4) 搬出困難な現場保管除去土壤について、将来的に搬出が可能となった際に柔軟に対応できるよう制度設計及び財源確保を行うとともに、国の責任において最後まで対応すること。
- (5) 除染土の県外最終処分については、国全体の課題、国の責任として国民の理解を求め、取組を加速化させるとともに、再生利用については、福島第一原子力発電所による発電の受益が大きかった首都圏での利用を優先的に検討すること。
- (6) 汚染状況重点調査地域に指定され、除染対象とされた区域から生じた除去土壤の処分及びその処分先の確保について、国が主体的に責任を持って対応すること。
- (7) 農林業系汚染廃棄物の早期処理について、農林業系汚染廃棄物の処理加速化事業をその処理が終了するまで継続するとともに、適切な処理及び最終処分までの適切な保管を継続するため、現場の実態に応じて財政的・技術的支援を継続すること。

6. 廃炉・汚染水・処理水対策について

- (1) 廃炉対策について、度重なるトラブル等により、度々重要作業の工程延期等の問題も発生していることから、国内外からの英知を結集し、国が責任を持って安全かつ確実に完遂するとともに、今後の廃炉を担うリーダー等中長期を見据えた人材の育成・確保を図ること。
- また、昨年9月に燃料デブリの試験的取り出しが開始されたことにより、廃炉作業に係る中長期ロードマップの最終段階である第3期に入ったが、廃炉完了に向けては30~40年もの時間を要するとされる中、今後、本格的な燃料デブリの取り出し工法の具体化や、その実施に伴う安全対策、燃料デブリを含む放射性廃棄物の保管方法等、課題が山積していることから、東京電力や関係機関と緊密に連携しながら、中長期ロードマップの改訂等も含め、廃止措置完了に向けての具体的な工程等について、スピード感を持って検討を進めること。
- (2) A L P S 処理水の海洋放出については、安全かつ着実な処理水の放出完了に向け、東京電力に対する適切な指導や、放出状況の監視について、最後まで国が責任を持って取り組むこと。
- また、継続して厳格な海洋モニタリングを行うなど万全な対応を行うとともに、国内外に向けて科学的根拠に基づく透明性の高い分かりやすい情報発信を実施し、国内外からの風評被害が発

生しないよう、国が責任をもって「A L P S処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を確実に実行すること。

(3) A L P S処理水については、海洋放出以外の処分方法ならびに、トリチウム除去技術の継続検討を行うこと。

7. 放射能教育について

国民の間で放射能に関する理解が進んでいないことから、高等学校の入学試験や国が関わる試験に放射能に関する設問を検討することや、遺伝子分野まで落とし込んでしっかりとした調査分析を行った上で、次世代以降へは健康影響はないという科学的エビデンスに基づいた情報発信を行うなど、こどもから大人まで幅広い年齢層が放射能に関する正しい知識を習得するとともに、これに基づき適切に行動する能力の向上を図るためのあらゆる施策を国を挙げて取り組むこと。

さらに、国内外に対し、福島県の現状に関する正しい情報を発信し、風評を払拭すること。

8. 原子力発電所事故に伴う損害賠償の適正な実施及び迅速化について

(1) A L P S処理水の海洋放出について、一部の国や地域が日本産水産物等の輸入規制を継続し、国内の漁業者や水産加工業者を始めとする事業者に影響が生じていることから、輸入規制の早期緩和・撤廃に向けた更なる働き掛けを行うとともに、東京電力に対し、被害者の立場に立った賠償を確実かつ迅速に行わせること。

また、海洋放出は長期間にわたる取組であるため、新たな風評を発生させないという強い決意の下、行動計画に基づき政府一丸となって、徹底した安全対策や正確な情報発信農林水産業や観光業、商工業を始めとする福島県内の幅広い業種に対する、万全な風評対策を徹底的に講じるとともに、新たな風評被害を最小にとどめるために自治体が実施する風評対策の事業について、引き続き、財政支援措置を講じること。

また、それでもなお、風評被害が発生する場合には、「損害がある限り最後まで賠償する」との基本的な考え方の下、被害の実態に見合った賠償が確実かつ迅速になされるよう、また、事業者が安心して事業や生業に取り組むことができるよう、東京電力を指導することはもとより、国が前面に立って対応すること。

また、原子力損害賠償紛争審査会を含め、国においては、A L P S処理水の処分に関する基本方針や行動計画による様々な対策の実施状況を継続的に確認し、具体的な調査等により福島県の現状把握をこれまで以上にしっかりと行うなど、必要な対応を適時適切に行うこと。

(2) 東京電力に対し被害を県境で区別せず、適切な損害賠償・費用負担を行うことを強く指導監督すること。

(3) 観光業の風評被害について、宮城県内の観光業に対する影響を正しく認識し、福島県と同様の内容で損害賠償するとともに、東京電力に対しては、東北以外の地域からの観光客入込みに限った損害賠償対象を拡大し、震災後わずか1年間とした対象期間を将来にわたって認めるよう指導すること。

(4) 農林水産業に係る営業損害については、福島県産品の価格が依然として全国平均より低い傾向にあることなどの福島県産農産物等流通実態調査の結果や農業産出額の回復が遅れている状況を踏まえ、根強く残る風評を払拭し産地の競争力を回復するため、引き続き生産から流通・消費に至る総合的な対策を継続するとともに、農林漁業者や関係団体からの意見・要望に柔軟に対応し、被害者の負担軽減を進めながら、被害者の立場に立った賠償を円滑に行わせること。

また、避難指示区域内や出荷制限等に係る農林業の一括賠償後の取扱いについて、農林業者等へ事前に丁寧な周知・説明を徹底して行い、被害の実態に見合った賠償を確実に行わせること。

また、風評被害はもとより、地域に特別な状況や被害者に個別具体的な事情がある場合には、被害者の立場に立って柔軟に対応させること。

(5) 原木いたけの生産において、地元産原木が利用できない状況にあることから、原木の調達に係る経費の掛り増しについて、新規参入者と規模拡大意向者への賠償範囲の拡大、立木等にかかる財物賠償実現に向けて東京電力ホールディングス株式会社へ強く指導すること。

(6) 商工業等に係る一括賠償については、原子力発電所事故との相当因果関係の確認に当たり、個

別訪問等による実態把握に努め、定性的要因を積極的に採用するなど、簡易な手法で柔軟に行うとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応させること。また、一括賠償で年間逸失利益の2倍相当額の賠償を受けられなかった被害者からの相談や請求についても相談窓口等で丁寧に対応し、状況の変化を踏まえた的確な賠償を行わせること。

また、商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについても、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、表面的・形式的に判断することなく、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を確実かつ迅速に行わせること。また、原子力発電所事故との相当因果関係の確認に当たっては、一括賠償請求時の提出書類を最大限活用するなど、手続の簡素化に取り組みながら柔軟に対応し、被害者の負担を軽減させること。

また、同様の損害を受けている被害者が請求の方法や時期によって賠償の対応に相違が生じることのないよう、風評被害の相当因果関係の類型、判断根拠、東京電力の運用基準や個別事情に對応した事例を公表・周知するとともに、書面で理由を明示するなど被害者への分かりやすい丁寧な説明を徹底して行わせること。

(7) 「中間指針第五次追補」の基本的な考え方を明記されたとおり、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、被害者の心情にも配慮し誠実に対応させること。

また、「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識させ、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で、賠償請求へ迅速に対応させることなど、被害者優先の親身な賠償を行わせること。

また、東京電力「福島復興本社」の体制強化はもとより、福島県の実情や被害者の声をしっかりと把握した上で、誠意を持って迅速に賠償を行わせるとともに、「第四次・総合特別事業計画」に掲げられた「最後の一人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」及び「和解仲介案の尊重」の「3つの誓い」を厳守させること。

また、賠償請求手続については、被害者の負担軽減を進めるとともに、全ての被害者が確実に賠償請求をすることができるよう、必要な相談体制をしっかりと確保した上で、対象となる賠償項目及び請求方法の分かりやすい表記、賠償請求未了者への手続の一層の周知や、個別訪問等による手続の支援、相談窓口等での誠意ある丁寧な対応をこれまで以上に徹底して行わせること。

また、東京電力に対する様々な不安感や不信感を真摯に受け止め、合意に至っていない従来の賠償請求にも誠実に対応するなど、これまで以上に被害者に寄り添った取組を徹底させること。

また、被害者への迅速な賠償が行われるよう、東京電力による損害賠償に必要十分な財源を確保すること。

(8) 原子力損害賠償紛争解決センターが提示する「総括基準」や「和解仲介案」を原子力災害の原因者としての自覚を持って積極的に受け入れさせ、確実かつ迅速に賠償を行わせること。

また、同様の損害を受けている被害者に対しては、和解仲介の手続によらず、直接請求によって一律に対応させること。

(9) 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介実例を被害の状況が類似している地域等において同様に生じている損害に適用し、直接請求により全ての被害者への公平な賠償を確実かつ迅速に行わせること。

また、ADRによる和解仲介について、改めて広く県民に周知を図り、個別の事情についても確実かつ迅速な賠償がなされるよう取り組むこと。

(10) 被災者に対する損害賠償を円滑に行うため、手続きを簡略化するよう指導するとともに、総合的な判断ができる総括責任者を福島原子力補償相談室に常駐させること。

(11) 被災者が独自に行った除染費用について、東京電力が全額賠償するよう強く指導すること。

(12) 放射能による不安や精神的苦痛を抱えたまま生活を余儀なくされていることによる平成24年9月以降の精神的損害に対して、迅速かつ誠実に賠償を行わせること。

(13) 自治体が原子力発電所事故に起因して負担した費用について、請求手続の簡素化に取り組みながら相談や請求に丁寧に対応し、確実かつ迅速に賠償を行わせること。

特に、先行して賠償を行った事例について、被害の状況が類似している他の自治体における損

害にも適用し、公平な賠償を行わせること。

- (14) 中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償の請求受付に関し、自治体の業務に過剰な負担が生じることがないよう、自治体の業務支援を含め、誠意を持って対応させること。
- (15) 原子力発電所事故によって生じた目的税をはじめとする税収の減少分については、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応し、確実かつ迅速に賠償を行わせること。
また、自主避難者の発生に伴う水道使用料金の減収や原子力発電所事故の風評により観光客が減少したことによる公立観光施設における逸失収入について、全て確実かつ迅速に賠償を行わせること。
- (16) 自治体が民間事業者と同等の立場で行う事業については、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を行わせること。
- (17) 自治体の財物の賠償については、自治体等の意向を十分に踏まえ、迅速に賠償を行うとともに、インフラ資産等の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応させること。
- (18) 净水場での净水処理費用について、中間指針により、净水発生土の放射能濃度が 100Bq/kg を継続的に下回っている場合は原子力発電所事故前の処理方法に戻さないことにより発生する追加的費用は賠償の対象外となっているが、放射能濃度が当該基準を下回っていても净水発生土を再生材として活用することは困難であり、埋立処分を行うことにより事故前と比較して処分費用が高額となっていることから、賠償の対象とするよう働きかけること。
- (19) 原子力損害賠償紛争解決センターによる県や市町村の和解仲介実例を被害の状況が類似している他の自治体における損害にも適用し、直接請求により公平な賠償を確実かつ迅速に行わせること。
- (20) 全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、賠償請求未了者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、「指針」に明記されていない損害への対応を含め、「第四次・総合特別事業計画」に明記したとおり将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導すること。
また、国においても、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知や、更なる法制度の見直しも含め必要な対応を行うこと。

9. 住民の健康確保等について

- (1) 原発事故に伴う健康管理対策に関して、国は責任をもって主体的に取り組むこと。また、福島県内の自治体に今後の方針等を説明及び意見交換を行うこと。
- (2) 原発事故による風評の影響により医療人材が不足している被災地において、地域医療再生基金など医療人材確保のための医療機関等への支援や自治体への財政措置を継続すること。
また、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、医師の高齢化に伴う医業継承者の確保に向けた財政支援を講じること。
- (3) 被災地においては、原発事故の影響による医師・看護師など医療従事者の慢性的な不足や医師の高齢化により、二次救急医療機関が未だに震災前の医療提供体制の回復にいたっておらず、さらに、夜間における一次救急医療体制の確保も困難であり、その結果、夜間における二次救急医療機関への負担が増大していることから、夜間における二次救急医療機関への負担軽減を図ること。
また、より強固な一次救急体制を確立するため、一次救急体制を再構築するとともに、継続的な運営に関する財政支援など、新たな支援体制を創設すること。
- (4) 原発事故による人口移動に伴う公立病院の経営悪化に対して自治体が行っている多額の財政支援に係る財政措置を継続すること。
- (5) 全ての被災者の健康の確保、特にこどもたち、高齢者等の心と体のケアや学校現場での対応への人的及び財政的措置を講じること。
- (6) 内部被ばく検査・外部被ばく検査に係る機器更新などの経費や検査体制維持に係る経費は国が責任をもって負担すること。

(7) 福島県県民健康調査における甲状腺検査について、「県民健康調査」検討委員会では、先行検査から検査4回目までの結果に対する見解において、「甲状腺がんと放射線被ばくの間の関連は認められない」、「全体的に被ばく線量が低く、今後も一貫した関連は見られない可能性が高いが、特に、甲状腺等価線量が相対的に高く、かつ放射線に感受性の高い、原発事故当時乳幼児であった世代を今後しっかりとフォローしていくためにも、引き続き、見守りが必要である」と評価しているが、この評価も踏まえ、国においても、より詳細な推定甲状腺被ばく線量を用いた検討等を行い、被災者の健康状態について引き続き検証すること。

(8) 長期にわたり18歳までの医療費無料化を行うこと。

(9) 原発事故の影響により、要支援・要介護認定者が増加しているが、スタッフ不足により施設定員に達するまでの入所ができない状況が発生していることや、保育士が確保できず待機児童が発生している施設があるなど十分な福祉サービスが提供できない状況にあり、避難者の帰還を妨げる要因となっていることから、障がい者支援施設及び介護施設従事者、並びに、保育士及び幼稚園教諭の確保に向けた財政支援を講じること。

また、令和6年度介護報酬改定により訪問介護の基本報酬が引き下げられたが、このような被災地の現状も鑑み、改定前に戻すことを含め早期に見直すこと。

(10) 震災と原発事故の影響により多くの住民が避難・転出し人口減少が著しい地域において、魅力ある教育・保育内容を実現できる民間施設の運営体制を確保するため、こどものための教育・保育給付費の公定価格に特別な地域区分を創設するとともに、公立施設に対しても同様に財源を確保することにより、この地域における幼児期の教育・保育の安定的な提供を積極的に支援すること。

(11) リアルタイム線量測定システムについては、安全安心を確保するためのモニタリング体制に関する関係自治体の意見を尊重し、国としてあり方を検討するとともに、その費用負担は国が責任をもって対応すること。

また、可搬型モニタリングポストについては、今後の方針が示されていないことから、早期に方針を示すとともに、リアルタイム線量測定システムと同様に関係自治体の意見を尊重すること。

10. 農林水産業への支援について

(1) 原発事故に起因する農林水産物に係る風評被害について、国の主導により継続的な風評の払拭及び新たな風評を生まないためのあらゆる施策を講じるとともに、国内外に向けた安全性や魅力をPRする広報活動を展開すること。

また、ALPS処理水の海洋放出完了まで漁業者が安心して漁業を継続できるよう、「常磐もの」の販路拡大に係る支援や後継者対策を含めた長期的な漁業者支援を講じること。

(2) ALPS処理水の海洋放出を踏まえ、福島県産農林水産物の販路拡大などの風評被害対策事業の強化及び各種PR販売事業に対し、長期的な財政措置を講じること。

特にALPS処理水の海洋放出に関して多大な影響を受ける水産業等における各種PR事業に対する財政支援について、試食用食材についても対象とするなど支援対象を拡大するとともに、適時適切かつ効果的な事業展開にも対応できるよう指令前着手を認めるなど弾力的な運用を図ること。

(3) 一昨年からの処理水海洋放出に伴い、輸出取引の停止、禁輸措置による価格下落、資金不足や生産計画が立てられない等の被害が発生しており、引き続き、水産業をはじめとした関係各産業への新たな風評被害を生じさせないための取組を確実に進め、地域の水産業が安定的な事業継続を行えるよう、消費拡大を含めた積極的な支援を行うこと。

(4) 原発事故に伴い農産物等の輸入停止措置を講じている5の国や地域に対し、早期の規制撤廃を求める働きかけを行うこと。

また、ALPS処理水の海洋放出に伴う一部の国・地域の科学的根拠に基づかない日本産食品輸入規制措置の撤廃を求めるなど、国が積極的に対策を講じること。

(5) イノシシ被害が年々拡大し、イノシシ自体が生息域を広げながら繁殖を続いている状況下においては、単一の市町村だけでの対策では限界があることから、広域的な対策（駆除、防除及び処

分等)を国・県が主体となり行うこと。また、「有害鳥獣捕獲事業」についても、捕獲したイノシシの放射性物質の濃度が基準値を超えているとして未だに出荷制限の対象となっており、埋設あるいは解体を経ての焼却処理をしなければならない状況にある。この結果、年々増加する捕獲頭数に比例して、解体後の処理の費用も増加していることから、獣友会や農業者をはじめとした地域住民の負担軽減に向けた施策に加え、出荷制限の解除を行うこと。

- (6) 野生動物肉の出荷制限に起因する狩猟者の減少等により、有害鳥獣による農作物被害が広域化かつ深刻化していることから、被害防止体制の強化が図れるよう、復興財源の活用も含めて十分な財源を確保するとともに、国と県とが連携して対策を強化すること。特に、イノシシについては、その捕獲に係る助成金について、成獣・幼獣の区別なく、捕獲頭数に応じた十分な財政支援を行うこと。
- (7) 原発事故の影響もあり被災地域においては、農業分野における担い手の減少や高齢化が急速に進行しているなど、営農再開に向けた取組や新たな担い手の確保が喫緊の課題となっていることから、第3期復興・創生期間においても除去や暗渠排水整備等の簡易な基盤整備など営農再開に向けた支援を継続するとともに、担い手を確保・育成するための研修施設に対する新たな支援制度を創設すること。

また、被災地域全体における園芸作物・畑作物の振興がより一層図られるよう、一大産地化やブランド化などの事業を構築するとともに、その推進に対して財政支援を行うこと。

11. 産業の流出防止と支援について

- (1) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、第14次公募が最終となったところであるが、依然として工場等の新增設が不十分な地域もあることから、同等の補助制度を創設するとともに、工業団地整備及び産業集積拠点を結ぶインフラ整備に係る費用を対象とすること。

併せて、制度の活用期間が明示されることで、企業側の計画的かつ具体的な立地検討につながり、企業誘致の強力な武器になることから、復興庁設置期間である令和13年まで実施することとするなど、数年先の補助金継続を前提とした期間を示すこと。

- (2) ALPS処理水の海洋放出による風評被害や嫌がらせ行為に対して、福島の経済復興が後戻りすることがないよう、新たに独自の基金や交付金制度など、補償等の対策を講じること。

また、風評払拭のため、国内外への情報提供や販路拡大等の取組を拡充し、継続すること。

- (3) 風評により落ち込む観光客の回復を図るため、観光誘客や観光需要回復に向けた取組、国内外への多角的な観光情報の発信、外国人旅行者の誘客、復興の現状理解につながる浜通り地域と連携したMICEの開催・誘致・施設整備、観光資源の開発、観光地のハード整備などの各種施策に対する財政措置、訪日外国人も含めた受入のための宿泊施設の整備・改修等にかかる補助制度の充実など、国内外からの観光誘客に資するあらゆる施策を講じること。

また、支援の際は、手続きを省略化し、スピード一かつ柔軟で利用しやすい制度設計すること。

- (4) 東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買戻し期限を迎える事業者に対し、買戻し期限の延長、買戻し金額の減免等、新たな事業再生支援スキームを創設すること。また、関係金融機関に対し、債権買戻しのための融資に応じるよう、継続的に国から要請すること。

- (5) 人口減少が進行する中、被災地の状況は一層切迫しており、復興交付金を活用して実施した土地整理事業により整備した土地については、住宅用地から企業立地用地への用途変更など、地域の実情に即した柔軟な利活用を図る必要があることから、復興交付金の返還要件の緩和について措置を講じること。

12. 新たな産業と雇用創出の支援について

- (1) 地域のレジリエンス強化と豊かな地域社会実現の視点を重視し、太陽光、小水力、バイオマス、地熱等地域共生・地域裨益型の再生可能エネルギーの一層の推進、蓄電池設備やFCバス、FCトラック等の導入促進、水素ステーション事業の自立化に向けた供給・支援体制の構築、水素エネルギーシステムの開発等に対する支援、設置技術基準や保安検査の更なる規制緩和、自治体のエ

エネルギー政策に対する支援など総合的かつ積極的な支援を行うとともに、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、2030年度までとされている脱炭素先行地域づくり事業の年度要件を緩和し引き続き支援を行うこと。

また、避難指示区域が解除された区域においては、原発事故に伴う避難指示の影響により空き地が増え、復興の過程で土地利用が定まっていく隙間をつくかたちで市街地や農地等に、太陽光発電設備が無秩序に設置され、本来であれば高圧太陽光発電設備（50KW以上）のものが、低圧太陽光発電設備（10～50KW未満）として、分割して国にFIT認定申請されていると考えられる事案が散見されており、復興の妨げになっている。また、非FIT案件についても令和4年4月の電気事業法施行規則の改正で再エネ特措法同様の分割案件に係る設置規制が設けられたものの、国に対する申請行為自体が発生しないため、FIT案件以上に意図的な分割案件に対する規制が難しくなっている。今後、さらに非FIT案件が増えることが見込まれることから、再エネ特措法及び電気事業法の分割案件について、「発電事業者」又は「登記簿上の地権者」が同一の場合に加え、産業用太陽光発電の施工販売を行う事業者が、隣接した土地などにおいて、複数の太陽光発電を販売する目的で設置する場合も分割案件の対象とするなど、FIT制度の根本的な問題点を解消するため、FIT認定に係る審査基準の見直しや審査の厳格化など実態を踏まえた対策を早急に講じること。

（2）福島・国際研究産業都市構想（福島イノベーション・コースト構想）の更なる推進を図り、福島県全域で復興・創生を実現するため、福島の新産業創出、国際競争力強化、先導的な取組による「新生ふくしま」の創造に向けた「重点推進計画」を着実に推進するものとし、産業振興に向けた創業・進出・成長支援、そのための規制緩和、資金調達の円滑化、深刻な人材不足の解消等に向けた必要な措置を講じること。

（3）福島イノベーション・コースト構想の実現に向け、地域の実情や特性を十分に踏まえながら、地域を取り巻く環境の変化やこれまでの成果を踏まえた施策の見直しを行い、令和7年6月に改定された「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」において目標としている2030年頃の目指すべき姿を改めて共有した上で、第3期復興・創生期間も、引き続き、国が前面に立って、取組を一層加速化させるために、十分な財源を確保するとともに、継続的な支援を行うこと。

（4）創造的復興と持続的な産業基盤の形成を実現するため、国は、福島県立医科大学や福島大学などの研究機関との連携強化及び高速交通網や福島県内の地域資源の活用を図りながら、福島イノベーション・コースト構想や福島国際研究教育機構（F-R-E-I）の事業を浜通り地域だけでなく福島県内各地域に広く進め、関連企業の誘致や先端産業の集積を図ること。

また、福島県内全域において、移住・定住等の促進に資する取組を強力に推進すること。

（5）福島ロボットテストフィールド・国際産学官共同利用施設が国内外のロボット関連企業に活用されるよう情報発信を強化するとともに、ワールドロボットサミット2025の後継事業や当該競技会に代表されるような大規模イベントの開催を通じて、広く一般の認知度向上に繋げることで、福島ロボットテストフィールドを核とした産業に必要な人材誘導や産業の活性化に向けた取組を支援すること。

（6）ロボット産業を集積させるため、企業立地を促す「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」や企業の技術革新を促す「地域復興実用化開発等促進事業費補助金」について、同様の支援内容で第3期復興・創生期間も継続すること。また、マッチング促進支援など既存企業への支援を強化するとともに、「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」など被災事業者の帰還・再建を促す支援についても、同様の支援内容で第3期復興・創生期間も継続し十分な予算を確保すること。

また、復興特区税制が令和7年度の適用期限を迎えた後も、産業集積の形成及び活性化を促進するため、必要な税制上の特例措置を検討するとともに、福島特措法税制のうち令和7年度末に適用期限を迎えるものについては、期限を延長すること。

（7）福島イノベーション・コースト構想の下、産学官連携による地元企業の新たな事業展開や取引

拡大、地域外からの企業・人材等の誘導、人材育成や交流人口の拡大等に向けた取組を促進し、当該構想を確実に実現するため、ロボット・ドローン、航空宇宙など重点6分野に取り組む地元企業の活動を引き続き支援するとともに、地元企業が福島国際研究教育機構（F-REI）をはじめ、関係機関・企業等との広域的なネットワーク構築に向けた支援策を講じること。特に、宇宙分野については新たな取組であり、衛星・宇宙関連の将来の産業化を見据えた環境整備等を進めること。

また、新産業の創出等にチャレンジするベンチャービジネス、スタートアップ企業等を一層呼び込むためインキュベーション施設の整備やスタートアップ支援の拡充に取り組む自治体に対して財政支援を行うこと。

また、地域教育水準の向上とグローバルな人材の育成、新たな農業の担い手など、福島イノベーション・コースト構想を担う地域の人材育成に係る取組への支援を行うこと。

(8) 福島国際研究教育機構（F-REI）について、浜通り地域が一体となり面的な拠点形成することが重要であるとともに、新産業創出等研究開発協議会等を通じて福島県内の高等教育機関を含めた産学官との緊密な連携体制を構築するとともに、安定的な運営ができるよう国が責任を持って、引き続き先頭に立ち機構の体制充実や財源の確保など特段の配慮を講じること。

また、福島国際研究教育機構（F-REI）の効果を広域的に波及させるためには、JR常磐線の利便性向上が必須であり、東日本旅客鉄道株式会社に対し、常磐線の特急等の増便を働き掛けるとともに、必要に応じて運行に関する財政支援を検討すること。

(9) 福島国際研究教育機構（F-REI）における研究開発の産業化にあたっては、福島県内全域における研究開発成果の社会実装化や新産業創出の早期実現を図るため、対象地域を浜通りに限定することなく、中通りや会津地方を含めた福島県内各地域へのサテライトオフィスの設置や情報交換の場の設定など、技術開発・実証等に積極的に取り組む企業や自治体等との産学連携に向けた具体的な体制構築を検討すること。

(10) 福島復興再生特別措置法に基づく福島復興再生基本方針に則して、内閣総理大臣の認定を受けた重点推進計画において「常磐自動車道のインターチェンジから各拠点へのアクセス機能、及び各拠点間を結ぶアクセス道路網の強化を図る」とされたことを踏まえ、福島イノベーション・コースト構想の実現を図るため、福島ロボットテストフィールドと南相馬インターチェンジを結ぶインターバス道路（主要地方道原町川俣線）について、早期整備のため十分な支援を講じること。

(11) 被災地の自立に向けて、先進技術の導入や地域資源の活用等により産業・生業や教育・研究を振興し、交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、魅力あふれる地域を創造するため、「地方創生2.0」にも資する被災地への新産業の集積や政府関係機関の地方移転について、国が主体となって特段の措置を講じること。

13. 原子力被災地域の被災者支援の充実について

- (1) 避難指示区域等における国民健康保険被保険者等の一部負担金の免除措置に係る財政支援の見直しを踏まえ、長期に及ぶ減免措置に伴う納税・納付や滞納整理に係る経費への財政支援を行うとともに、コールセンターの設置に係る支援について継続すること。
- (2) 原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料措置について、一時帰宅を含めてふるさとを往来する避難者の経済的な負担を軽減し、家族や地域との関係性を維持し、帰還を促進するため、適切に継続すること。
- (3) 母子避難者等に対する高速道路無料措置に関する事務については、国が主導的に進めるべきものであることから、当該業務を自治体に実施させる場合は、明確な根拠を示し、人件費や事務費等の経費について、国が責任をもって負担すること。

国土強靭化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議

(東北市長会提出)

我が国は、その自然条件から、地震、津波、台風、豪雨、火山噴火、豪雪、竜巻など、これまで数多くの災害に見舞われてきた。住民の生命と財産、さらには地域産業を守るため、防災・減災、国土強靭化の推進は喫緊の課題となっている。市民生活の安全・安心を確保するためには、公営住宅や学校をはじめとする公共施設、さらには道路・橋梁など社会インフラの整備・維持管理が不可欠であるが、これらの多くは高度経済成長期に集中的に整備されたものであり、今後急速な老朽化が進行し、維持管理費や更新費の増大が見込まれている。

住民の生命と財産を守り、地方創生の取組等を進めていくため、国土強靭化及び防災・減災に向けた取組をより一層進めていくことが急務となっており、国においては、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保をするため、令和3年5月に災害対策基本法、令和5年6月に国土強靭化基本法がそれぞれ改正されるとともに、令和7年6月に第1次国土強靭化実施中期計画が閣議決定されたところである。

よって、国は、国土強靭化、防災・減災対策及び被災地の復旧・復興に向けた支援の充実強化を図るよう、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 国土強靭化、防災・減災対策の計画的な推進について

- (1) 改正国土強靭化基本法に基づき、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」完了後においても切れ目なく国土強靭化の取組を進めるため、第1次国土強靭化実施中期計画に基づき、毎年度の予算編成においても資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映したうえで、補助限度額の引き上げを行うとともに、必要な予算・財源を通常枠とは別枠で確保すること。
- (2) 「緊急防災・減災事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」及び「緊急浚渫推進事業債」等について、着実に地域における防災・減災対策を実施するとともに、更なる対策が強化できるよう対象事業の拡充、交付税措置率の引上げや事業期間の延長を図り、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保するとともに、期間を延長する場合は早期に方針を示すこと。
- (3) 資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、幅広いストック効果が期待される、地方が真に必要とする道路、河川、上下水道等の基盤強化を着実に、また、滞りなく実施できるよう、社会資本整備総合交付金、防災安全交付金、道路メンテナンス事業補助金及び都市構造再編集中支援事業補助金については十分かつ安定的な予算を確保するとともに、国庫補助制度を拡充すること。加えて、通学路等の交通安全対策の強化・推進に必要な予算を継続的に確保すること。
- (4) 公共施設及び社会インフラの老朽化に伴う調査、維持修繕、更新を計画的に実施するための財源を引き続き十分に確保するとともに、国の補助制度及び地方債措置等の財政措置を拡充すること。
- (5) 消防力・地域防災力の充実強化について、緊急防災・減災事業債を継続、恒久化し、高額な消防設備の更新・配備を可能とさせ、地方自治体の財政負担を軽減させるとともに、今後の消防広域化も含め、地域の実情に沿った消防活動に要する経費の確保に繋げること。
- (6) 大規模地震発生時に、道路の寸断やライフラインの断絶によって起きた孤立等に伴う課題に対応するための備えとして、新たに創設された「新しい地方経済生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」の活用により、備蓄物資の分散配置に必要な施設やトイレカーなど女性や高齢者等に配慮した指定避難所の生活環境改善等をさらに加速させ、計画的な整備を推進するため、当該制度を恒久的なものとすること。
- (7) 今後発生し得る大雨災害に備え、国管理の河川については、単なる復旧だけではなく、抜本的な河川改修、堆砂除去、流域内にあるため池や調整池等の既存ストックを活用した貯留施設への

改築などの治水対策を実施するとともに、必要な予算を確保すること。

また、県や市町村が管理する河川については、河川管理者である各自治体に対し、抜本的な改修及び堆砂除去など治水対策を実施するための財政的・技術的な支援を含めた措置を講じること。

さらに、想定以上の出水に対しても被害を最小限に抑えるため、国は流域市町村と連携し、「流域治水」による本川・支川及び流域の内水対策の更なる推進を図ること。また、「流域治水プロジェクト」において、ハード・ソフト一体での流域対策が確実かつ早期に実施されるよう、財政的・技術的な支援を行うとともに、必要な事業を計画的に執行ができるよう、十分な財政措置を講じること。

加えて、自治体が実施する下水道による内水浸水対策について、十分な財政措置を講じること。

- (8) 近年、豪雨や大雪などによる災害が激甚化、頻発化しており、災害からの速やかな復旧を図るため、被災した農業者や地域に対し、十分かつ柔軟な支援を行うことができるよう、財政支援を講じること。
- (9) 防災や地方創生など、B／Cだけでは測れない効果も踏まえ、交通量の多寡によらない多様な観点も含めて事業の必要性を適切に評価する仕組みを構築すること。
- (10) 大規模災害時のT E C—F O R C E等による迅速かつ円滑な復旧・自治体支援に必要な地方整備局等の体制の強化や、災害対応に必要となる資機材の更なる確保に取り組むこと。
- (11) 木造住宅の耐震化に対する社会資本整備総合交付金を拡充すること。

2. 都市間をつなぐ道路ネットワークの強化について

- (1) 日本海沿岸東北自動車道について、二ツ井白神I Cから大館能代空港I C間の整備については、早期に高速交通ネットワーク形成が図られるよう、現在工事が進められている「二ツ井今泉道路」の整備促進を図ること。
また、洋上風力発電拠点化の整備が進められている能代港の利活用促進と県北地域の経済の更なる発展に向け、道路の速達性や定時性、安全性を確保するため、現在事業中の能代地区線形改良、種梅入口交差点の立体化、荷上場地区交差点改良の進捗を図ること。「遊佐象潟道路」の整備を図ること。暫定2車線供用区間の4車線化を早期に実現すること。
また、日本海沿岸東北自動車道の重要物流道路としての指定、平常時・災害時を問わない安定的な輸送確保のための機能強化や重点支援を行うこと。
- (2) 秋田自動車道について、北上J C T～大曲I C間を早期に全線4車線化すること。4車線化にあたっては、設置済の追越区間の延伸により、段階的に状況の改善を図ることも検討すること。
また、湯田I C～横手I C間へのスマートI C設置に係る広域的検討への支援を行うこと、暫定2車線供用区間の4車線化を早期に実現すること。
- (3) 東北中央自動車道「新庄・湯沢」間について、「横堀道路」、「真室川雄勝道路」、「金山道路」、「新庄金山道路」の整備促進により、東北中央自動車道新庄・湯沢間の早期整備・早期完成を図り、高速道路相互の代替ルート機能が十分に発揮できるようにすること。
- (4) 西津軽能代沿岸道路について、国道101号では満たせない定時制・速達性を果たし、防災上の観点からも浸水区域の迂回や代替機能を有した新広域道路交通ネットワークの形成は必要不可欠であることから、早期整備が実現するよう路線調査の早期実現を図ること。
- (5) 三陸沿岸道路について、沿岸地域における防災機能の強化や地域活性化等を図るため、機能強化を推進すること。
- (6) 三陸沿岸道路の開通後に見えてきた、通行止めの頻発、速度低下、休憩施設の不足及びI Cの利便性向上等、新たな課題解決のための機能強化を図ること。
- (7) 宮古盛岡横断道路「田鎖墓目道路」及び「箱石達曾部道路」の整備促進を図ること。また、計画路線全体にわたる高規格化を図り、災害に強い「命の道」を国により整備すること。
- (8) 「構想路線」（仮称）久慈内陸道路について、高規格道路への指定に向けた取組を推進し、県北沿岸地域と県都盛岡市を結ぶ国道281号を最速・最短ルートで全線を整備するとともに、主要地方道久慈岩泉線を含めた幹線道路網を早期に整備するための必要な財源を十分に確保すること。

- (9) 「釜石両石 IC」のフル IC 化を含む三陸沿岸道路全体の機能強化計画の策定を進めること。
- (10) 令和 3 年 3 月に 4 車線化の事業許可を受けた「利府しらかし台 IC～富谷 JCT 区間」の早期完成、及び令和 6 年 3 月に事業許可を受けた富谷 JCT のジャンクションフル化について整備促進すること。
- (11) 東北地域の高速道路体系のさらなる向上のため、東北縦貫自動車道との相互乗り入れをする(仮称)栗原インターチェンジの早期整備を図ること。
- (12) 国道 284 号の高規格化の早期実現を図ること。
- (13) 災害発生時の迅速な復旧、復興に資する、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化を図り、東北中央部における太平洋、日本海地域を結ぶ地域発展に欠かすことのできない東西交通軸としての機能を確立するため、高規格道路「石巻新庄道路」の着実な調査の推進と事業の早期実現を図ること。
- (14) 仙台空港と東北縦貫自動車道を結ぶ緊急輸送路の確保に向け、また、仙台空港を活用した地域経済の更なる発展に向けたインフラの整備として、国直轄による宮城県横断自動車道の事業化を早期に実現すること。
- (15) 広域的な横断道路として、白石・角田・山元間の東北縦貫自動車道及び国道 4 号と常磐自動車道及び国道 6 号を連結する高規格道路を指定し整備を図ること。
- (16) 産業と観光振興を支援する「国道 108 号石巻河南道路」の早期整備を図ること。
- また、東松島市赤井地区のランプについて、石巻方面のみへの乗入計画となっているが、女川原子力発電所事故等の有事の際、避難道路として大崎・山形方面への経路確保が最も重要なため、大崎・山形方面への乗降が可能となるフルインターチェンジを設置すること。
- (17) 福島市北部地域においては、慢性的に渋滞が発生している状況に加え、新たな道路整備により混雑が増大していることから、福島都市圏北部の交通の円滑化に向け国道 4 号福島北道路の計画を早期に策定すること。
- (18) 日本海国土軸に位置付けられている国道 7 号については、今後とも住民の安全安心と太平洋側の交通網の代替機能を確保する必要があることから、暫定 2 車線供用区間の 4 車線化や線形改良、渋滞対策としての交差点改良、緊急輸送道路としての機能強化のための無電柱化等の整備を促進し、日本海沿岸東北自動車道とのダブルネットワークの早期構築を図ること。
- (19) 秋田・山形・福島の 3 県を縦貫する極めて重要な産業基幹道路である国道 13 号について、安全で円滑な交通環境を確保するため、横手北道路の早期事業化や暫定 2 車線区間の 4 車線化整備を促進し、東北中央自動車道とのダブルネットワークの早期構築を図ること。
- (20) 盛岡秋田道路「生保内～卒田間」の整備計画を早期に策定すること。
- また、仙北市田沢湖刺巻地内の「刺巻線形改良(老朽橋架け替え)」を早期に完成させること。
- 重要物流道路指定を受けた国道 46 号については、バイパス整備や線形改良、交差点改良等の整備を促進し、重要物流道路としてその機能の早期発現を図ること。
- (21) 国道 105 号について、「本荘大曲道路」の整備を図ること。
- また、「大曲鷹巣道路」の整備促進を図り、北東北の物流や地域経済活性化、観光振興に資する、冬期障害・災害に強いネットワークを確保すること。引き続き、大観野峠防災の整備促進を図ること。
- (22) 「新広域道路交通計画」に基づく広域道路ネットワークの整備を図ること。また、「シームレスな拠点連結型国土」の考え方に基づき、日本海側と太平洋側の二面活用と内陸部連結による全国的な回廊ネットワークの形成を図ること。
- (23) 国道 4 号の一関・平泉間の 2 車線となっている区間について、早期の 4 車線化拡幅整備を強力に推進すること。また、改良整備に係る予算について、防災の観点からも安定的に予算を確保すること。
- (24) 国道 343 号の新釜ノ田トンネル整備について、岩手県による事業化に向けた検討が速やかに進むよう、国から技術面等において強力に支援すること。
- (25) 国道 107 号白石峠区間改良整備の早期着工に向け必要な公共事業費を確保し、道路の機能強化

を図ること。

- (26) 国道 107号未改良区間（荷沢峠）の整備の早期事業化への支援を行うこと。
- (27) 「国道 340号和井内～押角工区」等の社会資本の整備を着実に実施するための必要な公共事業費を確保すること。
- (28) 宮古盛岡横断道路、国道 340号の全線にわたる携帯電話の不感エリアの解消及び改善について、早期事業化や通信事業者への支援を、引き続き進めること。
- (29) 国道 4号の宮城県内における4車線拡幅の未事業区間（白石市斎川～大平森合地区・大崎市古川荒谷～栗原市高清水豊田地区）についての早期の事業化及び事業区間（大衡道路拡幅事業・築館バイパス事業）の早期供用を図ること。
- (30) 緊急輸送道路である国道 47号の道路改良について、防災機能を高めた安全で安心な道路網の整備として通常予算とは別枠で実施すること。中でも、宮城・山形県境付近の狭隘、視界不良を解消し、安全・安心な通行を確保するため「国道 47号県境部道路改良整備（バイパス化）」の早期実現を図ること。
- (31) 被災地の産業の再生と観光振興を支援する路線として、現在整備が進められている国道 108号古川東バイパスについて、令和 7 年度内に全線開通を図ること。

3. 道路・橋梁や公共施設の維持・管理の推進について

- (1) 道路、橋梁などの老朽化対策への早急な対応ができるよう引き続き十分な予算配分を行うとともに、中長期的視点に立った計画的な取組により公共事業の安定的・持続的な確保を図ることが不可欠であるため、効率的・効果的な包括的民間委託などの新たな維持管理の手法や制度に対し、財政措置等の支援を行うこと。
- (2) 令和 6 年能登半島地震において道路等のインフラが甚大な被害を受け、集落の孤立が多発・長期化したことを踏まえ、災害時に避難経路や緊急輸送道路として安全に使用できるよう、多額の費用がかかる橋梁の耐震化について、個別に補助制度を創設するなど、必要な財政措置を講じること。
- (3) 頻発する地震や暴風・豪雨により浄水・排水施設や水道管路はもとより、水道水供給には欠かせない圧送ポンプや電気設備等が被災した場合、住民生活において多岐にわたり深刻な影響を及ぼすため、迅速な応急対応が求められるが、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象施設に水道が追加となり施設復旧に対する財政支援は拡充されたが、電気設備等の復旧は対象外であるため、電気設備等復旧に対する財政支援制度を創設すること。
- (4) 水道施設の耐震化を図る防災・安全交付金（水道・下水道事業）について、令和 6 年能登半島地震での甚大な被害を踏まえ、資本単価要件に加え加速要件が設けられるとともに、対象施設の拡充や補助率の引上げ、個別補助として水道基幹施設耐震化事業の創設がなされたが、依然として厳しい採択基準となっていることから、資本単価の要件及び加速要件を緩和すること。
- (5) 上水道事業は、人口減少による使用料収入の減少に加え、老朽化施設の更新等においては、資材価格等の高騰の影響により従前と比べ多額の事業費を要するなど経営を圧迫している状況にあることから、施設の更新等の十分な財政支援体制の確立及び補助採択基準の緩和を図ること。
また、広域連携等に呼応した水道施設や管路の再配分・再構築が急務であることから、これに伴い、廃止・縮小となる計画的な水道施設の解体撤去に係る費用に対する財政支援制度を創設すること。
- (6) 下水道事業について、施設の点検・調査・更新に係る費用やストックマネジメントサイクルの確立に要する費用等、老朽化対策全般に関する自治体で負いきれない財政負担について、引き続き更新等の予算を満額確保し各自治体へ十分に措置すること。
また、令和 9 年度以降の污水管改築に係る国費支援の要件とされているウォーター P P P について、移行までの期間が短く事業方針決定に時間を要するため、一定期間の経過措置を設けるとともに、「長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式」の導入について、要件適用までの期間や国費支援を含む運用等について柔軟に対応すること。
- また、今後、人口減少に伴う収益の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増加等、厳しい経営

状況を踏まえ、令和8年度末の概成後の下水道未普及対策事業等についても社会資本整備総合交付金の対象とすること。

4. 河川の治水対策等について

- (1) 一級河川北上川左岸の新堀地区（石鳥谷大橋下流）及び八重畠地区（東雲橋下流）について、輪中堤整備等、早期の事業着手をすること。また、両地区の河川整備計画にある堤防未整備区間についても事業着手すること。
- (2) 一級河川北上川の井戸向橋付近から下流の右岸側約 3.0km区間（北上川八幡地区）について、早期の堤防整備を行うこと。
- (3) 一級河川北上川の東北横断自動車道釜石秋田線北上川橋付近から下流の右岸側約 2.0km区間（北上川宮野目地区）について、早期の堤防整備を行うこと。
- (4) 一級河川北上川と一級河川豊沢川との合流点より下流右岸側（北上川外台地区）は、平成15年度事業において延長 0.6kmの堤防が整備され、令和3年度に堤防の強化を実施いただいたが、たが、その下流側は、現在も無堤防区間となっていることから、さらに約 1.2kmの堤防整備を行うこと。
- (5) 防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策（平成30年度～令和2年度）においては、北上川八幡地区及び八重畠地区において樹木伐採を、朝日橋下流、新堀地区において河道掘削を実施していただいたところであるが、引き続き、樹木伐採や堆積土砂撤去など適切な河川管理の一層の推進を図ること。
- (6) 北上川水系猿ヶ石川右岸の安俵地区（矢崎橋付近から上流右岸約 1.0km）と同左岸の南成島地区（毘沙門橋付近から上流左岸約 0.5km）の無堤防区間について、堤防整備等による河川改修に早期着手すること。
- (7) 北上川を活用した地域活性化を進めるため、令和7年8月1日に国土交通省のかわまちづくり支援制度に登録された「花巻地区かわまちづくり計画」に基づく事業について支援を行うとともに、国事業については着実に実施すること。

5. 除排雪対策について

- (1) 「積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画」を着実に実施するための十分な予算を確保するとともに、雪寒指定道路以外の市道への除排雪経費及び通学路等歩道の安全確保や屋根雪処理が困難な世帯に対する除排雪等、緊急を要する経費について十分な財政措置を講じること。
- (2) 豪雪等により除排雪に係る経費が多額となった場合、速やかに特別交付税を重点的に配分するとともに、市町村道除雪費補助臨時特例措置等による財政支援を確実に実施すること。
- (3) 特別交付税の算定において見込むことが困難な、調査時点以降に生じた大雪災害時の除排雪経費について、災害復旧事業と同等の地方債制度を創設すること。
- (4) 降雪期の過酷な雪国の現状を踏まえ、特に過疎化・高齢化が進行し、単なる除雪だけでなく、小雪時においても除雪機械及び人員の待機補償措置による常時除雪体制の維持を図るなど、地域住民の安全・安心な生活を守らなければならない自治体としての役割が増加している観点から、除雪費の財源充実・確保を図ること。

また、少雪時におけるオペレーターの人工費など除排雪体制維持のための経費に対する支援制度を創設すること。

また、除排雪事業の継続的な体制づくりには、民間業者への支援が不可欠であることから、道路除排雪に係る人材確保と除排雪機械の整備について、現在の交付税制度の見直し及び財政支援の拡充を図ること。

- (5) 地方自治体が万全の道路除雪ができるよう、除雪機械購入費について、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に定める補助率2／3を充足する国庫支出金総額を確保すること。
- (6) 豪雪地帯対策基本計画の実施に必要な財政上の支援を推進すること。
- (7) 安全で快適な歩行者空間を確保するため、生活道路への流・融雪溝整備に対する十分な予算を

確保するとともに、雪寒指定道路以外の市道における歩道除雪の協力団体に貸与するハンドガイド式除雪機に関する支援制度を創設すること。

また、豪雪や融雪時の道路施設破損等に伴う維持修繕に対して、近年の気象変化を踏まえた凍上災の運用や緊急自然災害防止対策債の拡充・延長など、地方負担の更なる軽減を図ること。併せて、公共土木施設災害復旧事業（凍上災）の採択要件拡充を検討すること。

（8）ICT等を活用した除排雪の省力化・効率化に関する取組へ支援すること。

（9）雪寄せ場の確保にもつながる危険な空き家への対策を支援すること。

（10）豪雪災害からの復興に向けて、地域経済の活性化を支援する制度の確立及び必要な財源の確保を図ること。

6. 港湾の災害対応と機能強化について

（1）小名浜港においては、令和7年3月にコンテナ船を運航する民間企業と「災害時における物資の緊急輸送に関する協定」を締結するなど、海路による緊急時の輸送体制も構築されており、広域的な防災対策の必要性が高まる中、小名浜港を中心とした周辺地域を、防災施設の基幹的拠点として位置付けること。

また、重要港湾小名浜港におけるカーボンニュートラルポートの形成に向け、次世代エネルギーの大規模受入基地の候補地とされている東港地区の静穏域確保のため、沖防波堤及び第二沖防波堤等の早期整備を図ること。

（2）船舶の入出港と荷役作業の安全性を確保するため、早急に港内の静穏度対策を行うこと。

（3）災害発生時における災害派遣、物資、避難者等の輸送手段を確保するため、早急に岸壁の耐震化を行うこと。

（4）漁港区域及び港湾区域外の水門や陸閘及び避難路整備に係る普通交付税及び特別交付税の算定方法について見直しを行うこと。

7. 空港の防災拠点と機能強化について

（1）福島空港については、平成29年10月に福島県が警視庁と「福島空港における富士山等の噴火時の退避場所確保に関する覚書」を締結するなど、防災拠点として期待が高まっており、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震への対策が急務である状況にあって、広域的な支援体制も含めた防災対策の必要性がますます高まっていることから、福島空港を中心とした周辺地域を、首都圏などの補完機能を備えた東北圏域の防災施設の中核となる基幹的拠点として位置付けること。また、広域防災拠点としての機能を、国の防災基本計画などにおいて位置付けること。

（2）三沢空港の利用者が安定的に駐車場を利用できるよう、同空港の周辺環境の見直しとともに、共生社会実現に向け、バリアフリー化や駐車場相互間の連続性確保など、同空港の一体的な整備を行うこと。

8. 令和元年東日本台風からの復旧・復興について

（1）阿武隈川緊急治水対策プロジェクトにおいて、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づき、堤防未整備箇所の早期整備や河道掘削、樹木伐採等に取り組むとともに、大規模災害が頻発している昨今の状況を鑑み、第1次国土強靭化実施中期計画に基づき令和8年度以降も継続して河川の治水対策促進を図ること。

（2）令和元年東日本台風の被災企業等が今後も安心して市内で事業が継続できるよう、被災企業等が同一市町村内へ移転する場合の支援制度の創設、大企業等を含めた被災事業者全てが対象となる支援制度の拡充、グループ補助金における補助対象の拡大、かさ上げなど浸水被害への自衛措置に係る支援制度の創設など、必要な支援を行うこと。

9. 想定される最大級の津波等への対応について

（1）令和10年度の概成及び令和15年度に完成を目指している久慈港湾口防波堤の整備を推進するため、必要な財源を確実に確保すること。

（2）避難場所等の整備費用に対し、既存の交付金事業において津波避難対策用予算枠を設けるなど十分な財源を確保するほか、充当率及び交付税措置率等が高い地方債の活用を通じ自治体の財政

負担の更なる軽減を図るとともに、防災対策に対する自治体への助言を行うこと。

- (3) 国が公表した「日本海溝及び千島海溝沿いの巨大地震」や県が公表した「想定し得る最大規模の降雨」で想定される洪水浸水想定区域内に立地しており、かつ避難場所及び避難所に自治体が指定している学校や行政施設の移転・建設に要する経費について、財政支援を行うこと。

10. 被災者生活再建支援制度について

- (1) 令和2年12月の改正により「中規模半壊」区分が追加され、対象範囲が拡大したもの、災害時における生活再建等に係る資金確保には十分ではないことから、被災者の実態等を踏まえ、支援金の増額や対象範囲の拡大など更なる見直しを図るとともに、被災者への迅速な支給を実現し、申請に伴う被災者の負担軽減及び被災自治体の事務を軽減するため電子申請による手続きの簡素化を図ること。

- (2) 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度については、最低限の修理による復旧のみならず、被災者の被災実態に合わせて対象工事の見直し及び緩和を行うこと。

また、対象要件について「設備機器類の同等品」を撤廃すること。併せて、近年の異常気象も考慮し「エアコン」も補助対象として追加すること。

「自らの資力では応急修理をすることができない」と規定している資力要件について判断基準の明確化を図ること。

11. 被災住宅の解体費に対する支援について

豪雨等の水害被災世帯では、多額の修理費や将来の居住不安から転居や解体を選ぶ世帯が見受けられる。解体費に係る支援については、災害等廃棄物処理事業費補助金による公費解体は原則として全壊住宅が中心で、半壊住宅は対象外となっている。また、被災者生活再建支援制度等による支援があるものの解体費高騰により自己負担が残り、空き家放置が課題化している。

被災者の生活再建と地域環境の維持のため、災害等廃棄物処理事業費補助金について、激甚災害時には半壊以上の住宅も公費解体の対象とするよう制度の見直し図ること。

12. 適正な再生可能エネルギーの導入に向けて

山地で多く開発される太陽光発電施設や風力発電施設について、景観の破壊や土砂災害等の発生に起因する環境破壊が課題となっていることから、地域共生型の適正な再生可能エネルギーの導入促進を図るため、立地や維持管理等に係る法規制の強化や審査の厳格化などの対応を講じること。

また、再生可能エネルギー発電施設の設置計画等への対応については、自治体が環境影響評価書の事業者見解に踏み込んで関与できる段階を設け、対応が不十分と自治体が申し出た場合には第三者機関の審議を経て、評価書の再提出を勧告するなど措置を講じるとともに、電気事業法において認可された工事計画に虚偽や過少申告等がある場合に改善命令や認可取消、罰則規定等事業規律を強化すること。

加えて、環境影響評価に係る図書を縦覧後も閲覧可能とすること。

13. 有害鳥獣対策について

- (1) 指定管理鳥獣に指定されたツキノワグマについて、個体数調査を進め適正な個体数の管理、出没防止対策の支援を行うこと。
- (2) ツキノワグマが人間の生活域に出没する場合、その多くが河川を移動して進入してくることから、国が管理する河川に繁茂する樹木や背丈が高い雑草の刈払いを積極的に進め、継続して実施するとともに、県が管理する河川についても雑草等の刈払いが円滑に行えるよう支援策を講じること。
- (3) クマ類の市街地出没時の迅速・安全な現場対応を目的として改正された鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条について、対応に当たる自治体及び鳥獣被害対策実施隊等に過度の責務や過失補償責任が及ばないよう、運用について十分に配慮すること。

地域医療への支援に関する決議

(東北市長会提出)

公立病院を含めた地域の医療機関は、地域の命を守る最後の砦として地域医療を支えているが、物価高騰や賃上げの社会経済情勢も相まって極めて厳しい経営状況に直面している。医療機関の収入源である診療報酬は、公定価格であることから、医療機関自らが価格に転嫁することはできず、経営努力だけで費用の増加に対応することには限界がある。

特にも、救急医療小児・周産期、感染症対策等不採算部門に係る経費については、持続可能な地域医療体制を確保していくためには、更なる財政支援が不可欠となっている。

このため、診療報酬制度の見直し等に加え、不採算部門の支援に重点を置いた財政支援の仕組みが必要である。

また、地域医療の中核的役割を担う公立病院等においては、医師不足により診療科目的休診や病床の休止に追い込まれるなど、医療環境の後退を余儀なくされており、医師不足・偏在の問題は開設者である市長や病院・施設だけで改善することは極めて困難な状況にあることから、多額の公費を投じて養成した医師が、地域で必要とされている医療に従事することができる仕組みを早急に創設する必要がある。

よって、国は、地域の医療機関が、収益減、費用高騰、医師不足を克服し、安定した地域医療を継続して提供できるよう、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 公立病院等の経営安定化に向けた財政支援等について

(1) 地域の医療機関のおかれている厳しい経営状況を踏まえ、病院事業への操出金や民間病院への支援に係る財政措置を拡充すること。

また、地域の医療機関は、物価高騰や賃上げの社会経済情勢も相まって極めて厳しい経営状況に直面していることから、地域医療提供体制に影響を及ぼすことのないよう、緊急に十分な財政支援を講じるとともに、医療施設等経営強化緊急支援事業（病床数適正化支援）について、地域医療を支える医療機関に対しても必要な給付金の支給が行われるよう、十分な財源を確保すること。

(2) 自治体病院を整備・運営する自治体に対し、病院事業に係る地方交付税の算定基準の更なる引き上げ等、十分な財政措置を講じること。

また、病院事業債の返済に関して、一般会計からの操出基準を引き上げるとともに、建築資材や労務単価の上昇等の実態を踏まえ、地方交付税措置の算定に用いる建築単価の上限を更に引き上げること。

(3) 平成15年度から病院事業債の繰出基準を2分の1に減じているが、自治体病院の経営安定化を図るため、3分の2に復元して地方交付税に算入する等、財政支援措置を拡充すること。

(4) 普通交付税については、病院の病床単価及び救急告知病院の病床単価、基準額を引き上げること。

(5) 公的病院等への助成に対する特別交付税の算定において、繰出額に減額する措置率を乗じることとした現行の算定方法は撤廃すること。

(6) 救急医療、小児救急医療などの不採算部門を担う公的病院等以外の病院及び地域の基幹病院となっている民間病院についても同様に特別交付税措置の対象に加えること。

(7) 特別交付税については、不採算地区（中核）病院の病床単価を引き上げること。

(8) 夜間急患センターを含む医療施設、設備等設置に要する費用について、財政措置を講じるとともに、同施設の運営に要する経費として措置されている特別交付税について、無床診療所の休日夜間急患センター及び小児初期救急センターを対象にしているが、医師不足や働き

方改革により交代勤務が可能となる地域の基幹病院において同機能を持つ場合も対象とすること。

- (9) 経営環境の厳しい自治体病院の経営安定化のため、救急医療をはじめとする不採算部門への支援、公立病院特例債の復活、独自補助制度の創設等、財政支援措置を拡充すること。
- (10) 医業費用の増加に対応した緊急的な財政措置を伴う施策の実施及び建設コスト高騰を踏まえた新築・増築等への財政支援を講じること。
- (11) 自治体が行っている地域の医療機関への助成について、地域の実情に配慮した十分な財政措置を講じること。
- (12) 自治体からの私的病院等への各種助成に対する特別交付税措置については、上限額が設定されおり、物価高騰や救急患者数が増加の一途をたどっている中、私的病院への助成の原資が不足していることから、物価高騰に伴う基礎額の引上げ及び公的病院と同等の財政措置が可能となるよう交付税措置を講じること。
- (13) 救急医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。
- (14) 医療の地域格差解消に向けたオンライン診療支援について、整備費用だけではなくランニングコストまで含めた財政的支援を講じること。

また、無医地区の該当にかかわらず、医療格差を是正する取組に対して財政支援を講じること。

2. 地域医療構想の実現について

- (1) 地域医療構想の実現に向けた取組に当たっては、丁寧な議論を行い、主体性をもって推進するとともに、それぞれの地域の実情に応じて創意工夫できるよう十分な財政措置を講じること。
- (2) 地域医療構想の達成及び地域医療体制の整備に向けて具体的対応方針を策定する際には、地域の実情を踏まえたものとなるよう、医師不足対策に重点化した対策を講じること。

3. 公立病院等における医療従事者の確保について

- (1) 安心で質の高い地域医療サービスを安定的に提供するため、産科・小児科・外科等の医師・看護師等の不足や地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数の確保及び偏在の是正に資する即効性・実効性のある施策を早急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

また、医師の確保・調整については、都道府県の取組が円滑に進むよう引き続き財政支援を行うことはもとより、都道府県域を超えた医師偏在の調整等、医師派遣制度の更なる拡大に実効性のある措置を講じるなど医師が不足している地方病院が医師を確保できるシステムを早急に構築すること。

- (2) 医師、病院等の偏在による医療サービスの格差を埋めるべく、自治体が取り組む地域医療を確保・充実させる施策に対し、安定的かつ十分な財政措置を講じること。
- (3) 医師、看護師等の医療従事者の人員の確保及び地域偏在の是正等が図られるよう、また、災害時や新興感染症等にも対応できるよう、必要人員の養成に係る対策、医療従事者の離職防止に向けた労働環境や待遇の改善及び医師派遣体制を充実させること。
- (4) 現在の地域医療の常勤勤務窮状を解決するため、短期的な政策として、緊急臨時的な短期間交替制の常勤勤務医師の派遣制度を創設すること。

4. 診療報酬制度の速やかな見直しについて

- (1) 地域で持続可能な医療提供体制を維持していくため、診療報酬については、社会経済情勢等に応じて、改定期を待たずに必要な見直しを行う仕組みを導入するなど、柔軟に対応すること。
- (2) 令和6年度の診療報酬改定においてベースアップ評価料が措置されたものの、実際はベースアップ評価料の収入を大きく超える給与支給となっている医療機関も多いことから、医療機関に対する制度的・財政的支援を講じること。

5. 病院事業における消費税の見直しについて

病院事業における消費税処理は、診療報酬が非課税である反面、医薬品や医療機器等の購入に係る消費税は病院が負担するなど、病院経営に多大な影響を与えていたとの指摘があったものの、制

度の見直しは行われず、税率引上げの度に病院経営への影響は大きくなっており、さらに、全国的な建設費の高騰により病院整備に伴う控除対象外消費税の増加も大きく懸念されることから、経営体に負担を求める現行制度の速やかな見直しを図ること。

子育て支援の充実に関する決議

(東北市長会提出)

少子高齢化に伴う人口減少社会の到来が現実となり、加えて都市部への人口集中が進む中、安心してこどもを産み育てる環境を確保することは非常に重要であり、自治体は、こどもたちに一番近い立場で、こどもたちの視点に立ち、すべてのこどもの健やかな育ちを目指して、こどもたちを中心とした支援策を創意工夫し、その実施にまい進しているところであるが、依然として様々な問題が山積している。

このような状況の中、令和5年4月にはこども家庭庁が発足し、全国どこにいても安全で安心して妊娠・出産することができ、こどもが心身ともに健康で育っていく医療環境を整備するための総合的な取組を推進することとされた。

また、令和6年6月には、子ども・子育て支援法等の一部改正法が公布され、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるためのこども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設するとされた。

よって、国は、安心して家庭を築き、こどもを産み育てられる社会の実現に向け、次の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

記

1. 次元の異なる少子化対策について

(1) こども未来戦略方針において、3年間の集中的な取組が示されているが、自治体を通して実施される施策も多いため、地方の実情を十分に踏まえた制度設計とすること。

また、自治体間において格差が生じることのない制度設計を行い、自治体の負担増とならないよう十分な財源を確保すること。

(2) 児童手当の制度改正に伴う事務費等の負担増について、自治体の負担が極力生じることのないよう、財政支援を継続すること。

また、現在は申請者の請求手続きが遅れると遡及することができないことから、当該月から遡及して支給できる制度とすること。

(3) 子ども・子育て支援金制度について、財源の一部として医療保険者が被保険者からの徴収を令和8年度から開始することとされたが、支援金の目的や使途、負担のあり方など制度について被保険者である国民の理解が十分に得られるよう、丁寧な周知説明を実施・継続すること。

(4) 国が一律で行う施策は、その実施に伴い生じる地方の財政負担について、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で実施すること。

2. こどもや妊産婦の医療等について

(1) こどもや妊産婦の医療費助成は、安心してこどもを産むことができ、全てのこどもの健やかな成長に繋がる重要な施策であることから、国が主体となってすべての18歳到達の年度末までのこどもや妊産婦の医療費を完全無償化とする「全国一律の医療費助成制度」を創設すること。

(2) 重度心身障がい者、ひとり親世帯等への医療費助成制度等の地方単独事業実施に対する療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額算定措置を廃止するとともに、十分な財政支援措置を講じること。

(3) 子育て世帯の負担軽減を図るため、こどもに係る国民健康保険税の均等割額の減額対象を「未就学児」に限定せず「18歳以下のこども」とし、軽減割合においても「5割」ではなく「全額」に拡大すること。また、国の責任において必要な財源を確保すること。

3. 安心して出産できる環境づくりについて

(1) 産科、麻酔科及び小児科の救急医療について、国の責務において地域への均衡ある医師配置に取り組むなど医療体制の整備を図るとともに、不採算地区病院や不採算地区中核病院・周産期医療・小児医療・公的病院に係わる救急告示病院等に対する財政措置について、交付額に対する特別交付税を満額措置しながら財政措置を継続すること。

また、安全・安心に出産できる周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効性のある施策と十分な財政措置を講じること。

4. 幼児教育・保育等について

(1) 幼児教育・保育の無償化について、国の責任において必要な地方財源を確実に確保するとともに、自治体の意見を十分に反映し、事務負担の軽減も含め、制度の改善を図ること。

(2) 幼児教育・保育の無償化の対象外となっている0歳から2歳児までのすべての園児の幼児教育・保育の完全無償化、及び3歳から5歳児の副食費を含む幼児教育・保育の完全無償化策を講じること。

(3) 民間保育所運営の実情に応じた財政支援の充実を図るため、公定価格を見直すこと。見直しにあっては、定員区分、年齢毎の給付単価に加え、保育所最低機能分給付費を創設すること。実情にあった地域区分に見直すこと。定員区分毎の加算額単価を見直すこと。積雪地域の実情に応じた除雪費加算に見直すこと。

また、やむを得ず配置基準を超えて保育士を配置している保育所等に対する新たな加算制度を創設するなど、給付費を手厚くすること。

(4) 乳児の公定価格について、これまでの入所児童数に応じた給付費ではなく、施設で設定している乳児の利用定員に応じた給付費に見直すなど、施設が安定的に運営できるよう、実情に見合った財源措置を講じること。

(5) 幼児教育・保育の質の確保・向上には、認可外保育施設の認可施設への移行を引き続き推進する必要があることから、円滑な移行を進めるための技術的・財政的支援など、所要の措置を講じるとともに、児童福祉法に基づく指導監督が実効性を持って徹底されるよう十分な支援を行うこと。

また、待機児童が解消されつつある状況において、民間認可保育施設の中には、年度当初に入所定員が充足せず、経営難に陥る施設が出てくることに対し財政支援を行うこと。

また、過疎地域の保育施設では定員割れが生じていることから、施設型給付費の算定方式の見直しなど財政支援を行うこと。

(6) 全国的に保育士不足が継続している現状をよく把握し、幼児教育・保育の質の確保・向上等に関連する施策を実行するため、保育士配置基準の更なる見直し、公定価格及び給付のありかた、並びに人材確保事業について、現場の実態に即した抜本的かつ一体的な改善を図るとともに、適切な財政措置を講じること。

(7) 国が創設した保育士修学資金貸付等事業の実施主体を指定都市以外の市へも拡充するなど、人材確保につながる取組を強化すること。

(8) 保育士宿舎借り上げ支援事業について、令和3年度以降、待機児童数の減少等により、補助対象期間が短縮されるなど事業が縮小されてきているが、保育人材不足の解消には長期的な取組が必要であること、保育士の年収は全職種の平均年収と比較すると未だ低い状況にあることから、特に人材不足が深刻な地域については、対象期間や上限額の拡充など更なる対策を講じること。

また、児童発達支援等の障がい福祉サービスを利用している児童の教育・保育施設利用に係る利用者負担について、負担軽減措置を講じること。

(9) 教育・保育施設の職員の配置基準の見直しを図るとともに、基準見直しに伴う人件費や、物価高騰への対応等の適正な運営確保及び耐震化を含む施設整備等に対する十分な財政措置を講じること。

また、統合により廃止となった教育・児童福祉施設等の利活用・解体費用について、財政支援措置を講じること。

また、保育施設については、さらなる安全確保対策と保育水準の向上策を講じること。

- (10) 就学前教育・保育施設整備交付金について、当該施設の整備は保育の定員及び質の確保のため非常に重要なものであることから、継続して全ての所要の財源を確保すること。

5. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

- (1) 当該制度の本格実施に当たり、保育従事者の職員不足の解消は当該事業の受け皿確保のための最優先課題であることから、国としても更なる保育士確保に努めるとともに、自治体が独自に行う保育士確保事業への財源を確保すること。

- (2) 満3歳を迎えると当該制度を利用することができなくなるが、利用施設が1号認定を受け入れない場合等もあるため、保育の連続性が途絶えてしまうケースも想定されることから、満3歳になった年度末まで対象を拡大すること。

また、試行的事業においても利用時間の拡充を希望する意見があったことから、利用者のニーズを的確に捉えた制度となるよう見直しを図ること。

- (3) 令和8年度の給付事業化において、需給状況等に左右されず全ての自治体で事業展開できるよう、保育所等に対する施設型給付費等と同様に「基本分」及び「処遇改善加算」の設定をはじめ、人材確保につながるような効果的な給付費制度とするとともに、近年の物価・人件費の高騰等の背景も踏まえ、十分な財源を確保の上、継続的な制度運営が可能となる公定価格を設定すること。

- (4) 国が構築した総合支援システムの運用が開始されたが、既存のこども・子育て支援システム等との接続・連携がされておらず、所得や異動等の確認が総合支援システムで把握できないなど事務の煩雑化や負担につながり得る状況であることから、より利便性が高く事務負担の軽減につながるよう、自治体や事業者等、利用者の意見を反映させること。

- (5) 当該事業に対応するための受け皿整備が今後も見込まれることから、保育施設整備に係る財源確保を確実に行うとともに、令和8年度以降も継続して補助率を嵩上げするなど財政措置を講じること。

6. 学校給食の無償化について

- (1) 学校給食費の無償化は多くの自治体で既に実施されているが、東京都と他の県との違いに象徴されるように財政的余裕のある自治体とそれ以外の自治体による地域差が生じている状況となっていることから、全ての自治体間において地域格差が生じないよう、学校給食費無償化を実施するための財政措置を確実に講じること。

また、制度設計や行程等については、早期に内容を明らかにするとともに、自治体の意見を十分に踏まえること。

また、実施にあたっては地方交付税措置ではなく、交付金等による別枠予算を確保すること、加えて、社会情勢による食材価格高騰が続いていることから、国による恒久的な学校給食無償化が行われるまでの間、引き続き地方創生臨時交付金等による財政支援を行うこと。

- (2) 保護者負担の原則を定める学校給食法の規定の見直し等を含めた必要な措置を講じること。

7. 奨学金制度の充実について

高等教育費の負担軽減を図り、学びたい意欲のある全ての若者が、家庭の経済状況に左右されず安心して教育を受けられるよう、授業料の減免や給付型奨学金制度の対象者、支給金額の更なる拡充をすること。

8. 放課後児童クラブについて

- (1) 放課後児童対策について、「放課後児童対策パッケージ」推進のため、「放課後子ども教室推進事業」や「放課後児童健全育成事業」等、国の所管を一本化し、総合的に推進できる体制を整備すること。

また、障がい児の受入れ、放課後児童支援員等の配置、補助基準の基準開設日数等について、地域の実態に柔軟に対応した運営ができるようにするとともに、十分な財政措置を講じること。

- (2) 放課後児童クラブの質の維持及び向上を図るため、放課後児童支援員等が長年にわたり安心して就業できるよう賃金改善を図ること。

また、近年、物価高騰や人件費の上昇が続いていることから、基礎的な運営費単価を嵩上げす

ること。

- (3) 放課後児童クラブを利用するひとり親家庭や低所得世帯等の利用料減免を行う場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。
- (4) 「放課後児童クラブ支援事業」における賃借料補助については、補助対象施設が平成27年度以降に新たに実施する場合等と限定されているため、実施団体間の公平性が保てるよう、補助制度の見直しを行うこと。
- (5) 「障害児受入推進事業」における専門的知識を有する放課後児童支援員等を追加で配置する費用に係る補助額について、安定して職員を雇用できるよう既存の補助基準額を引上げること。

9. 地域における子育て支援について

- (1) 専門資格を持つ「こども家庭センター」の職員の安定した雇用のため、心理担当支援員について、資格要件の緩和も含め自治体が採用しやすい環境整備を行うこと。
- (2) 地域子育て支援拠点事業について、地域の実態を踏まえ、開設日数や職員配置等の補助要件を緩和すること。
- (3) 医療的ケア児は、恒常に専門的な医療行為が必要であり、またその状態や対応方法が一人一人大きく異なるため、より専門的な知識と技術を持った障害福祉サービス事業所が必要になるが、対応できる事業所が極めて少なく都市部以外の自治体では利用できるサービスが限定的であるため、家族の病気や冠婚葬祭などで一時的に医療的ケア児を預けたい場合に利用できる設備・体制が整ったサービス事業所の開設に係る財政支援制度及び保護者の移送等に対する支援制度を創設すること。

10. 公教育の再生（教員の確保、教育環境の整備、G I G Aスクール構想の次なる展開）について

- (1) 「こども未来戦略」においても課題となっている公教育の再生について、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策の観点から、不登校児童生徒支援を行う教職員を「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律」において教職員定数に位置付けるなど、安定的な配置に向けて必要な措置を講じるとともに、安定的な配置が実現するまで、国の予算を増額し、加配定数の拡充や国庫補助における財政支援の拡充・要件の緩和など必要な措置を講じること。

また、教育支援センターに係る施設整備、フリースクールやコミュニティセンターの人員配置や運営に対する財政支援を行うとともに、学校以外の多様な学びの場づくりに係る人的確保等に対する財政支援を行うこと。

- (2) G I G Aスクール構想について、I C Tを活用した教育を安定的に推進するため、教職員用端末の整備に係る費用及び周辺機器の整備や、端末更新等の維持管理、学習用デジタル教材のソフトウェア等の導入費用、I C T支援員の配置などについて、財政的支援を講じること。

また、G I G Aスクール構想を持続可能なものとするため、I C Tに関する学校からの相談窓口としてのコールセンターの運営費用やI C T支援員等配置に係る費用のほか、インターネット接続回線利用料、授業支援ソフトウェア利用料などのランニングコストについても、継続的かつ十分な財政措置を講ずること。

- (3) 小中学校の特別支援学級においては、義務標準法を改正し、現在の8人から3～6人程度とする学級編成基準へと引き下げる。
- (4) 教育環境の安定と児童生徒への質の高い指導を実現していくため、深刻化する教員・講師不足を危機的なものと受け止め、人材確保に向け抜本的対策を講じること。
- (5) 学校図書館の充実や読書活動の推進を図るため、1人1校配置するため自治体が直接雇用する学校司書の人事費について必要な財政措置を講ずること。
- (6) スクールカウンセラー等活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業については、補助率の引上げを行うとともに、自治体が独自にスクールカウンセラーを配置するための必要経費の補助を拡大すること。
- (7) 医療的ケア児の学びの保障及び保護者負担の軽減のため、医療的ケア看護師配置への財政支援を行うこと。
- (8) 少子化による児童生徒数の減少に伴い、現行の学校栄養職員の配置基準により、学校栄養職員

が配置されていない学校給食の単独実施校が増加しているため、学校栄養職員の配置基準を見直すこと。

- (9) 運動部活動の地域移行に係る財政負担について、経済的に困窮する家庭をはじめ、スポーツをしたいと望む生徒が活動機会を失うことのないよう、改革実行期間に移行する令和8年度以降においても、国における財政支援を継続すること。
- (10) 少子化が進行する中、自治体によっては、スポーツ団体等受け皿の確保が困難な地域もあることから、受け皿となる団体や活動場所など環境の整備充実を図るとともに、持続可能な自主運営を担保するため、必要な支援を行うこと。
- (11) 多額の費用を要する学校施設の改築は、自治体単独の負担で実施することは極めて困難であることから、次代を担うこども達の安全・安心な教育環境を確保するためにも、公立学校の校舎増改築、長寿命等施設整備に対し、実態に即して補助単価を引き上げなどの補助制度の拡充及び十分な財政措置を講じること。
また、計画事業の多くが採択保留となっていることから、教育環境向上と老朽化対策の一体的整備を計画どおり円滑かつ確実に行えるよう、採択保留案件に対して速やかに追加の採択措置を講じるとともに、交付金を十分に確保すること。
- (12) 学校保健安全法により、毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の安全点検を行うこととされているが、点検を行う教職員の負担が大きいこと、点検に関する専門的知見が必ずしも十分でないことが課題となっていることから、教職員が担うべき業務、確認すべき資料を精査するとともに、外部人材の活用が促進されるよう財政措置を講じること。
- (13) 学校の統廃合に伴う遠距離通学の支援を継続していくため、スクールバスの委託契約料について、へき地児童生徒援助費等補助金に規定する現在の補助年限（5年）を廃止し、6年目以降についても継続して財政措置を講じること。

米国の関税措置及び物価高騰等を踏まえた経済対策に関する決議

(東北市長会提出)

円安や不安定な世界情勢を受けた、原材料やエネルギー、食料品等の価格高騰の長期化は、昨今の米価高騰も相まって、市民生活や事業活動に大きな影響を与え続けている。加えて、米国による相互関税等の一連の関税措置は、対米輸出の減少やそれに伴う企業の業績悪化等、幅広い産業や市民生活にさらなる打撃となるおそれがある。

東北地方の企業においても、規模・産業を問わず影響を懸念する声が上がっており、とりわけ各産業の中で最大の割合を占める製造業においては、自動車産業をはじめとして、より深刻な状況となることが危惧されている。また、既に設備投資の差し控えや賃上げの見送り等、景気減退につながるような動きもあり、早急な対策が必要となっている。

地域経済がコロナ禍の低迷からも抜け出し切れていない中、関税や物価高騰等の動向により、市民や事業者を取り巻く環境は、より一層不透明感を増しており、経済の発展を図るためにには、4月下旬に決定された、米国関税措置に対する国の総合経済対策である、「緊急対応パッケージ」による対策を継続して実施するとともに、東北の農水畜産業への支援や、企業の収益力や生産性の向上、経営改善支援、経済情勢に的確に対応した事業環境の整備等、各般の取組みを強力に推し進めが必要である。

よって、国は、米国の関税措置や物価高騰による影響に対し、これまでの対策に加え、さらなる経済対策を実施することにより安定した市民生活や事業活動の確保を図り、地域経済の持続的な発展に資するよう、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. エネルギー・原材料の価格高騰等に加え米国関税措置に伴い、地域住民の生活については厳しい状況が続いていることから、電気・ガス料金支援や米の市場価格適正化に向けた対策など、総合的な物価高・地域経済対策を行うこと。併せて、中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援など安定的かつ継続的な施策を講じること。
2. 国は、セーフティネット貸付制度の拡充、経営相談や資金繰り支援などの各種支援策により、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化と経営環境の整備を支援しているが、事業者の経営に対する影響は広範囲かつ甚大である。物価高騰等により深刻な影響を受けた地域経済の回復には多くの時間を要することから、業種を問わず、経済状況が好転するまで継続的に経済対策及び事業者への支援を行うこと。
また、新分野展開や業態転換等並びにDX・GX等に取り組む事業者への充実した支援を継続すること。
3. 金融機関に対し、資金繰りに苦慮している事業者に対する速やかな資金提供または経営改善支援を継続するとともに、融資の返済猶予・返済負担の軽減について柔軟な対応を講じるよう働きかけること。
また、自治体が独自に実施する事業者支援策に要する経費に係る財政支援を継続すること。
4. 観光・運輸業、飲食業等を対象とした観光需要喚起策において、自治体及び事業者等の現場の意見を踏まえ、継続的な支援を行うこと。
5. オンラインやデジタル技術を活用したMICEの進展が見込まれることから、新たな環境に適応する施設環境整備にかかる支援等を行うこと。
6. 地域経済の活性化を目指す中小企業や新事業展開を検討している企業、成長意欲の高い事業主、スマート農林水産業を推進する従事者等に対する支援制度を構築すること。
7. 意欲のある若者や女性のキャリアアップ支援の強化をはじめ、社会人のリカレント教育、リスクリソースの充実等により「副業・兼業・起業」を促進すること。

8. コミュニティ形成のキーパーソンとなる人材の登用、新たな地域活力を創出する事業者との連携方法・体制の整備など、スタートアップに関する支援制度を充実すること。
9. 介護サービス事業者は、物価高騰の影響により経済的な負担が増大し、大変厳しい経営環境に置かれており、重点支援地方交付金等により支援が行われてきたが、介護サービス事業者においては光熱水費等のコスト削減等に取り組む一方、利用者への転嫁による対応には限界があることから、介護保険サービス事業者の安定的・継続的な運営の確保のため、引き続き、物価高騰に伴う影響等への支援に必要な財政措置を講じること。
10. 物価高の影響による農業資材の価格高騰については、生産者は価格上昇分を販売価格に転嫁することも困難で営業継続の危機にある中、国は、農業資材の価格高騰に対する影響緩和の枠組みを創設したものの、物価高騰の収束が見通せない状況であるため、今後も支援を継続すること。

また、配合飼料価格安定制度について、令和5年度以降、新たな特例が設けられ緊急補填の仕組みが導入されたが、長期的な価格変動にも対応できるよう更なる見直しを図るとともに、粗飼料の安定供給体制確保のためには、国産の粗飼料利用を促進する必要があることから、国産粗飼料の利用拡大等に取り組む生産及び耕種農家者に対する支援を更に充実させること。

また、農畜産物の生産者が生産資材価格の上昇分を反映した適正な販売価格を形成できるよう、国が積極的な広報を展開することにより、国民の理解が得られる環境を整備するとともに、カント・アクセスによる輸入品目や輸入量は、国産の在庫状況を勘案した上で決定し、特に牛乳・乳製品等にあっては、国内需要を喚起し、輸出を強化するなどの広報活動や新たな需要創出の対策を講じること。

また、改正食料・農業・農村基本法において、食料の持続的な供給に向け、生産コストの価格転嫁を後押しすることが明確化されたところであるが、上昇する生産コストの価格転嫁には消費者への一定の負担増が懸念されることから、消費者への理解が得られるよう、食品等流通法に基づき適切な価格形成を促し、安定供給に繋げること。

また、物価高騰やエネルギー価格の高止まりの影響を強く受けている漁業者に対する事業継続に向けた支援を引き続き実施すること。
11. 物価高騰等によりひとり親世帯や減収により生活が困窮するなど厳しい状況にある人に対して、その現状に応じた社会保障制度の拡充など、生活支援策を講じること。
12. 地方においては、低迷した地域経済を回復させるために、公共事業による景気の下支えが必要であることから、道路網の整備、国土強靭化など社会資本整備を強力に推進し、地域経済の活性化を図ること。
13. 物価高騰等に対して地方が機動的に施策を展開できるよう、地方創生臨時交付金を継続するなど自治体が必要とする財源を十分に確保すること。
14. 経済対策給付金等、国から自治体に求められる事務が増えているが、国から措置される経費が実態と見合っていないため、地方自治体が負担せざるを得ないことから、国が行う事業の経費については、全額国費負担による財政措置を講じること。
15. 地方においては、衰退した中心市街地の魅力や活力を再生させ、街なかの価値や求心力の向上を図っていく必要があることから、都市再生整備計画に位置付けている事業が確実に実施できるよう十分な財政支援を講じること。
16. 中小企業の資金調達策として、外部資本を取り入れて資本強化を行う「エクイティ・ファイナンス」に関する支援メニューの拡充や、借り入れと増資の中間的な特徴を持つ「メザニン・ファイナンス」の融資限度額及び利率等の見直しを行うなど、中小企業への資金繰り支援策についてより一層の充実強化を図ること。

物価高騰等に対応して中小企業が適切に賃上げを進められるよう、賃上げ原資の確保に向けて、中小企業の収益力向上に資する生産性向上や高付加価値化等のための取組みへの支援を強化すること。
17. 米価に係る備蓄米放出の影響を精査するなど、その効果検証に努めるとともに、米の市場価格適正化に向けた対策を継続的に講じること。

地方における人口減少対策と地方創生 2.0 に関する決議

(東北市長会提出)

地方圏は、歯止めのかからない人口減少と高齢化の波に直面し、地域社会の維持と活性化は喫緊の課題となっている。

この状況を打破し、持続可能な地域社会を構築するためには、従来の地方創生の枠組みを超えた、より大胆かつ実効性のある対策が不可欠である。

このため、国が掲げる「地方創生 2.0」の基本的な考え方を踏まえ、地方それぞれが持つ潜在力を最大限に引き出し、且つ持続的に発展できるよう、大胆な政策を打ち出し、強力に推進することが必要である。

このことは、地方が直面する人口減少という構造的な課題を克服し、新たな活力を生み出すための重要な道標ともなるものである。

よって、国は、このような地方の実情を踏まえ、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

1 新しい地方経済・生活環境創生交付金については、自治体の判断で自由に活用できる財源となるような柔軟な制度にすること。

また、当該交付金において自治体のデータ利活用を促進する全国に先立つ取組として高補助率にて支援するデジタル実装型 TYPEV について、複数の自治体が共同で調達・利用することを要件としているが、地方創生に資する地域独自の取組は小規模・局所的に開始される側面もあることから、複数自治体による共同調達・利用については、事業要件とせず加点要素として取り扱うこと。

2 地方への新しいひとの流れを生み出し、ひいては移住・定住を促進するため、本社機能の地方移転やサテライトオフィスの設置、地方における創業の促進等、時代の変化を捉えた新しい地方創生の実現に向けた施策を強力に推進するとともに、特に移住支援金制度については、就業・定住の要件を見直すなど制度の利便性を高めること。

また、地方都市では、地域の持続可能性を高めるため、女性が地元に定着できる過ごしやすいまちづくりや働きやすいまちづくり施策が重要であることから、財政支援を充実させるとともに、女性の地方への移住・定住策としてのまちづくり施策の一層の強化や情報発信の充実など多様な働き方に対応した制度の充実を図ること。

3 ふるさと納税制度については、ふるさと納税ポータルサイトに係る費用が過大なため自治体のまちづくりに活用される寄附金が大きく減額されることから、ポータルサイトの利用料に一定の限度を設けること。

4 デジタルサービスの利用が国民の身近なものとなる一方、インターネットを悪用した詐欺行為等は巧妙化し、被害件数は増加傾向にあり、こうした犯罪は直接的な被害をもたらすだけでなく、デジタル利用に対する不安を助長し、デジタル社会への進展を妨げる大きな障壁となっていることから、デジタル関連の詐欺行為等に対して厳罰化を図るなど犯罪抑止に向けた実効性のある対策を講じること。

5 地方における中小企業のDXが進まない要因として、デジタル人材の不足が挙げられることから、中小企業のデジタル人材確保に資するため、中小企業におけるデジタル人材採用やデジタルファーストの労働環境整備を支援すること。

国際リニアコライダーの建設実現に関する決議

(東北市長会提出)

国際リニアコライダー（ILC）は、世界中の研究者・技術者が結集するアジア初となる国際出資・運営による大型国際科学技術研究拠点である。世界の素粒子物理学研究者コミュニティは、2004年から国際チームによるILC技術開発を進め、2013年には北上山地を世界唯一の建設候補地に選定したところであるが、未だ実現には至っていない。

現在、ILCの実現に向けては、2023年7月に高エネルギー加速器研究機構と欧州合同原子核研究機関との間で次世代加速器の技術開発を国際的に進める新たな枠組みとなるILCテクノロジーネットワークに関する覚書を締結するとともに、ILC国際推進チームは、政府間協議に向けた環境を醸成するため、国際有識者会議を設置しグローバルプロジェクトとしてのプロセス案の検討を進めている状況にある。

日本におけるILC建設は、科学技術分野において日本が世界に大きく貢献することができるだけでなく、世界最先端の研究を行う人材の定着やイノベーション拠点の形成、ものづくりの競争力強化など、国家の経済力や国際競争力、ひいては国家安全保障の向上につながるものと認識している。

よって、国は、ILCの建設を国家プロジェクトとして位置づけ、国民のILCに対する関心と理解を深めながら、ILCの早期実現に向けて、次の事項に取り組むよう要望する。

記

1. ILC計画の位置づけについて

ILC計画について、我が国の科学技術の進展、さらに地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワークの形成、震災復興、民間の力を伸ばす成長戦略、地方創生の柱とし、関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体でILC実現に向けた取組を確実に進めること。

2. ILC実現に向けた国際調整等について

ILC実現に向け、国際プロジェクトを主導する立場として、各国との資金分担や研究参加に関する国際調整等の早期合意を目指すこと。

3. ILC実現に向けた情報発信について

ILC実現に向けた政産官学及び地域社会での様々な取組を海外政府に情報発信すること。

4. 加速器研究開発等に係る予算の確保について

国際協働による加速器の研究開発費等の予算を引き続き確保すること。